

資料 117-1

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について

(諮問第3141号)

<目 次>

1 答申書（案）	1
2 申請概要	4
3 審査結果	12

別添

- 交付金の額及び交付方法の認可申請書（写）
- 負担金の額及び徴収方法の認可申請書（写）

(案)

情 郵 審 第 * 号
令 和 3 年 11 月 * 日

総務大臣
金子恭之 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 川濱 昇

答申書

令和3年9月24日付け諮問第3141号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、認可することが適當と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

(案)

(別添)

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対する意見及びその意見に対する考え方

〔 意見募集期間:令和3年9月25日(土)～同年10月25日(月)
案件番号:145209819 〕

意見提出者一覧

意見提出者 1件(法人:0件、個人:1件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人

意見	考え方
<p>○交付金の額及び交付方法の認可申請書 負担金の額及び徴収方法の認可申請書 1ページ 複雑な数式について</p> <p>審査官にも複雑な数式を解ける能力があるとの前提で、申請者が複雑な数式を使うのは問題である。</p> <p>こんなに複雑なら数式が一部間違っていても気が付かないはずだ。 全く分からぬ可能性もありえる。 結局相手を信用して認可する事になってしまう。</p> <p>この数式は短いがその分難解である。 そうではなく長い数式だがその分理解は簡単にすべきである。 こんなにスマートな数式（だが難解）にする必要性はなく、であるから認可を保留にすべきである。</p> <p>このパブリックコメントの主題である「ユニバーサルサービス」の観点から考えても、あまねく分かる数式を使うべきである。 しかし難解な数式を使ってはいけないというルールはないのだから仕がない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 交付金の額及び負担金の額は、認可申請の対象である来年度の電気通信番号数が申請時においては確定しないため、それぞれの額の計算方法について申請されたものと理解しています。これについては、意見募集にあたり総務省が作成した申請概要の中で、計算方法について文章による説明を記載するなど、申請内容の理解促進に努めているものと承知しています。引き続きこのような理解促進に努めていくことが望ましいと考えます。</p>

申 請 概 要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 高橋 誠）
(基礎的電気通信役務支援機関。以下「支援機関」という。)

2 申請年月日

令和3年9月14日

3 申請の概要

支援機関が、ユニバーサルサービス制度に基づく交付金及び負担金について次の認可を受けようとするもの。

- ① 電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づく東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に交付する交付金の額及び交付方法の認可

- ② 法第110条第2項の規定に基づく負担金を納付すべき接続電気通信事業者等※ごとの負担金の額及び徴収方法の認可
※ 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供する電気通信事業者（令和3年8月末現在 20社）

3① 法第109条第1項の規定に基づく交付金の額及び交付方法

ア 交付金の額

支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号。以下「算定規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、交付金の額を算定する。

(1) 補填対象額

	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本及び NTT西日本合計
加入電話に係る加入者回線（基本料）	18. 7億円	8. 9億円	27. 5億円
第一種公衆電話に係るもの	21. 1億円	18. 7億円	39. 8億円
加入電話に係る緊急通報	0. 3億円	0. 2億円	0. 5億円
合 計※	40. 1億円	27. 7億円	67. 8億円

※ 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。

(参考)昨年申請に係るNTT東日本及びNTT西日本の合計補填額 66. 6億円

(参考) NTT東日本及びNTT西日本の令和2年度基礎的電気通信役務収支表

(億円、括弧内は対前年度増減率)

	NTT東日本			NTT西日本		
	営業収益	営業費用	営業利益	営業収益	営業費用	営業利益
加入電話	1,556(-7%)	1,765(-6%)	-210	1,553(-7%)	1,856(-7%)	-303
基本料	1,556(-7%)	1,764(-6%)	-208	1,553(-7%)	1,855(-7%)	-302
緊急通報	-	1(-17%)	-1	-	1(-9%)	-1
第一種公衆電話	3(-30%)	23(-6%)	-20	2(-15%)	15(-2%)	-13
市内通話	3(-29%)	23(-6%)	-20	2(-14%)	15(-2%)	-13
離島特例通信	0(-68%)	0(-36%)	-0	0(-84%)	0(-40%)	-0
緊急通報	-	0(24%)	-0	-	0(30%)	-0
計	1,559(-7%)	1,789(-6%)	<u>-230</u>	1,555(-7%)	1,871(-7%)	<u>-317</u>

(2) 各適格電気通信事業者に対する交付金の額の算定

○ NTT東日本に対する交付金の額

$$= 40.1 \text{ 億円} - \text{NTT東日本の算定自己負担額}^*$$

○ NTT西日本に対する交付金の額

$$= 27.7 \text{ 億円} - \text{NTT西日本の算定自己負担額}^*$$

* NTT東日本及びNTT西日本を接続電気通信事業者等とみなし、算定規則第27条第1項及び第2項の規定を適用して負担金の額を算定した場合の負担額。

イ 交付方法

(1) 交付手段

銀行振込（振込手数料は、支援機関が負担）

(2) 交付金の額の通知

前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の3か月後までの間、毎月、各適格電気通信事業者に対して交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3か月後に各適格電気通信事業者に対して通知する交付金の額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

交付金の額を通知した月の翌月までに、支援機関が各適格電気通信事業者に対して交付金を交付する。

(4) 各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法

- ① 前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後までの間、
毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法
= 負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各
月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額
$$\times \left[\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額}} \right]$$
- ② 最終算定月の3か月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付
金の額の計算方法
= (負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の当該適格電気通信
事業者に係る負担金の総額 - 前年度の最終算定月の3か月後から
最終算定月の2か月後までに負担金を納付すべき各接続電気通信事業
者等から納付を受けた当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額)
$$\times \left[\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額}} \right]$$

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の総額(適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合
計額をいう。)又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自
己負担額を加えた額が限度割合(3%)を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」 - 「算定規則第5条第2項の規定により算定した額(整数未満の端
数は、四捨五入)」

※ ①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の額と一致しない場合は、額が最
大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に

つき、算定規則第22条第1項各号（会社更生法の適用等）に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき、案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

（6）支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ その他

算定規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により交付金の額を算定し、交付金を交付することとする。

3② 法第110条第2項の規定に基づく負担金の額及び徴収方法

ア 負担金の額

支援機関は、算定規則第27条第1項及び第2項の規定に基づき、各接続電気通信事業者等の負担金の額を算定（適格電気通信事業者ごとに算定した次の（a）、（b）及び（c）の合計額）する。

（a）最終算定期間までの負担金の額

当該接続電気通信事業者等の令和4年1月（予定）末～最終算定期間の前月（令和4年11月（予定））の月末の算定対象電気通信番号の総数に番号単価^{※1}を乗じた額

（b）最終算定期間の負担金の額

全ての接続電気通信事業者等から令和4年内に徴収すべき額（補填対象額に支援業務費を加えた額）から、最終算定期間までに納付した全ての接続電気通信事業者等の負担金及び算定期間自己負担額の合計額（前年度残余額を含む。）を控除した額に、接続電気通信事業者等ごとの最終算定期間の月末の算定対象電気通信番号の数が全ての接続電気通信事業者等の算定期間対象電気通信番号の総数に占める割合を乗じた額

（c）当該接続電気通信事業者等の前年度残余額

(※1) 番号単価は平成 18 年総務省告示第 429 号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件）に従って支援機関が算定。補填対象額、支援業務費（令和 3 年度中の費用額（令和 3 年 3 月に認可）から前年度の次期繰越収支差額を差し引いた額）及び前年度過不足額を合算した額を令和 4 年の予測算定対象電気通信番号の総数で除した額を合算番号単価とし、合算番号単価を適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分したものを番号単価とする。

(N T T 東日本及び N T T 西日本の補填対象額の合計額 + 支援業務費
- 予測前年度過不足額)

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \text{合算番号単価} &= \frac{\text{（N T T 東日本及び N T T 西日本の補填対象額の合計額 + 支援業務費} \\ &\quad - \text{予測前年度過不足額)}}{\text{令和 4 年の予測算定対象電気通信番号の総数}} \\ &= \frac{\text{（67.8 億円} + 0.4 \text{億円} - (15.3 \text{億円}))}{29.8 \text{ 億番号数}} \\ &= 1.777\cdots \text{ 円} \Rightarrow 2 \text{ 円} \text{ (整数未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \textcircled{2} \text{N T T 東日本} \\ \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{N T T 東日本の補填対象額}}{\text{N T T 東日本及び N T T 西日本の補填対象額の合計額}} \\ &= 2 \text{ 円} \times \frac{40.1 \text{ 億円}}{67.8 \text{ 億円}} \\ &= 1.182159459\cdots \text{ 円} \Rightarrow 1.18215946 \text{ 円} \text{ (小数点以下第 8 位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \textcircled{3} \text{N T T 西日本} \\ \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{N T T 西日本の補填対象額}}{\text{N T T 東日本及び N T T 西日本の補填対象額の合計額}} \\ &= 2 \text{ 円} \times \frac{27.7 \text{ 億円}}{67.8 \text{ 億円}} \\ &= 0.817840540\cdots \text{ 円} \Rightarrow 0.81784054 \text{ 円} \text{ (小数点以下第 8 位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

上記番号単価は、令和 4 年 1 月～同年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する。同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、平成 18 年総務省告示第 429 号に基づき、令和 4 年 4 月に、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して修正の要否を判断する。

イ 徴収方法

(1) 納付手段

銀行振込（振込手数料は、接続電気通信事業者等が負担）

(2) 負担金の額の通知

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後に、支援機関が次に掲げる事項を接続電気通信事業者等に通知する。

- ① 每月の負担金の額（番号単価に算定対象電気通信番号数を乗じた額）
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

(3) 負担金の納付期限

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後の月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

負担金の額に、納付期限の翌日から納付する日までの日数1日につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

(5) 支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ その他

算定規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により負担金の額を算定し、負担金を徴収することとする。

審 査 結 果

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき審査を行った結果、以下のとおりと認められる。

- ① 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審 査 事 項	審査 結果	理 由
1 交付金の額が算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 24 条(1)）	適	<p>本申請に係る交付金の額については、以下の理由により、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「算定規則」という。）第 5 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none">・交付金の額は、算定規則第 5 条第 1 項に定める方法に従って、補填対象額から各適格電気通信事業者の算定自己負担額を控除した額としており、妥当なものであると認められる。・交付金の額は、算定規則第 5 条第 3 項に定めるとおり、令和 2 年度の基礎的電気通信役務収支における営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額を下回ることから、妥当なものであると認められる。
2 交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付する手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 24 条(2)）	適	交付する時期（交付期限）及び交付手段（交付金の額の通知、各月の交付金の額の計算方法、交付金の交付の特例及び交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策）について、適正かつ明確に定められていることから、適当であると認められる。
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。（審査基準第 24 条(3)）	適	本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。

② 法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審査事項	審査結果	事由
1 負担金の額が算定規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであること。(審査基準第 25 条(1))	適	<p>本申請に係る負担金の額については、以下の理由により、算定規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負担金の額は、算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項に定める方法に従って、最終算定月前月までの各月の負担金の額、最終算定月の負担金の額及び前年度残余額を合算した額としており、妥当なものであると認められる。 ・ 算定規則第 27 条第 1 項で定める番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に基づき、補填対象額、支援機関の支援業務に係る費用（以下「支援業務費」という。）の額及び予測前年度過不足額の合計額を令和 3 年中の予測算定対象電気通信番号の総数で除したものについて、適格電気通信事業者ごとの補填対象額の割合で案分することにより算定しており、妥当なものであると認められる。 ・ 支援業務費の額は、令和 3 年度の収支予算額（令和 3 年 3 月認可済み）から前年度の支援業務費の繰越額を減じた額としており、妥当なものであると認められる。
2 負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付する手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 25 条(2)）	適	納付する時期（納付期限）及び納付手段（負担金の額の通知、延滞金の納付及び負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策）について、適正かつ明確に定められていることから、適当であると認められる。
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。（審査基準第 25 条(3)）	適	本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。

參 考 資 料

1. 令和2年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支表（基礎的電気通信役務収支表）について

- 令和2年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で▲230億円、NTT西日本で▲317億円の赤字（東西計で▲546億円）となっている。

○令和2年度ユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

	NTT東日本		NTT西日本
	営業収益	営業費用	営業損益
加入電話	155,550	176,533	▲20,982
基本料	155,550	176,387	▲20,836
緊急通報	—	145	▲145
第一種公衆電話	331	2,322	▲1,991
市内通信	330	2,317	▲1,986
離島特例通信	0	1	▲1
緊急通報	—	3	▲3
合計	155,882	178,855	▲22,973
(参考) 前年度	167,199	191,149	▲23,950
増 減	▲11,317	▲12,293	+976
	168,023	201,322	▲33,299
	▲12,546	▲14,193	+1,647

2. ユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づく補てん対象額の算定について

- LRICモデルに従って算定されたユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づき、補てん対象額を算定。

①加入電話・基本料

<補てん対象額の算定方法>

「全国平均費用+標準偏差の2倍」(基準単価)をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額とする。<ベンチマーク方式>(算定に当ってはIP電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算※)

(提供エリア全体の収益・原価 [億円])

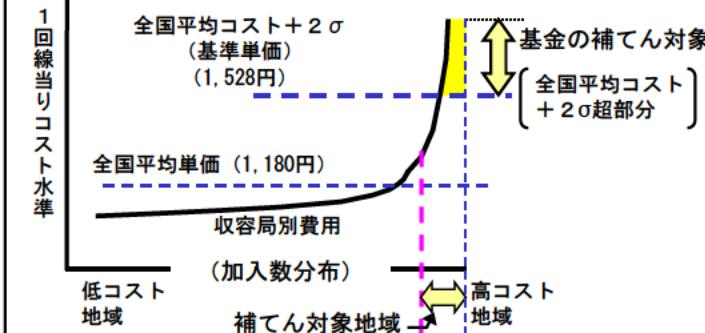
	収益	原価(報酬を含む)			赤字	(参考) 加入電話回線数※ (万回線)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	1,553	2,663	463	3,126	▲1,573	2,109
NTT西日本	1,547	2,633	468	3,101	▲1,554	2,289
合 計	3,101	5,297	931	6,228	▲3,127	4,398
(参考) 前年度	3,338	5,537	1,014	6,550	▲3,212	4,458
△増 減	▲237	▲240	▲83	▲323	+85	▲60

(補てん対象の高コストエリアの原価 [百万円])

	①補てん対象地域 の実績原価 (算定対象原価)	②対象回線数に 基準単価を乗じた額 (基準原価)	③基準単価を 下回る額	④基準原価を 上回る額 (=①-②+③)	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
NTT東日本	31,506	33,415	3,777	1,867	182.3 <4.1%>
NTT西日本	6,697	6,083	273	887	33.2 <0.8%>
合 計	38,203	39,499	4,050	2,754	215.5 <4.9%>

高コストから順に
4.9%を抽出

(参考) 加入電話基本料の補てん対象額算定の仕組み



②加入電話・緊急通報

<補てん対象額の算定方法>

基本料の高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数に対応した原価

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価（報酬を含む）			赤字	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	262	1	253	▲263	725
NTT西日本	—	140	0	140	▲140	734
合 計	—	402	1	403	▲403	1,459
(参考) 前年度	—	354	1	355	▲355	1,572
[増 減]	—	+48	▲0	+48	▲48	▲113

(補てん対象の高コスト4.9%エリアの原価〔百万円〕)

	補てん対象地域 に相当する原価	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
NTT東日本	29	28.8 <2.0%>
NTT西日本	19	42.7 <2.9%>
合 計	48	71.5 <4.9%>
(参考) 前年度	41	77.0
[増 減]	+7	▲5.5



補てん対象額

③第一種公衆電話(市内通信)

<補てん対象額の算定方法>

「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価（報酬を含む）			原価－収益 （＝赤字額）	(参考) 第一種公衆電話 台数（台）
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	331	2,363	77	2,439	2,109	57,983
NTT西日本	183	2,027	19	2,046	1,863	50,672
合 計	513	4,390	95	4,485	3,972	108,655
(参考) 前年度	682	4,379	93	4,472	3,791	
増 減	▲168	+11	+2	+13	+181	

補てん対象額

④第一種公衆電話(離島特例通信)

<補てん対象額の算定方法>

「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価（報酬を含む）			原価－収益 （＝赤字額）	(参考) 第一種公衆電話 台数（台）
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	0	2	0	2	2	11,011
NTT西日本	0	4	0	4	3	2,599
合 計	1	5	0	6	5	13,610
(参考) 前年度	4	9	0	9	5	
増 減	▲3	▲3	▲0	▲3	▲0	

18 補てん対象額

⑤第一種公衆電話・緊急通報

<補てん対象額の算定方法>
「原価－収益」の收支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価（報酬を含む）			原価－収益 (=赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数(台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	2	0	2	2	57,983
NTT西日本	—	1	0	1	1	50,672
合 計	—	3	0	3	3	108,655
(参考) 前年度	—	2	0	2	2	
増 減	—	+1	▲0	+1	+1	

補てん対象額

3. 補てん対象額と番号単価

- ・補てん対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、1月～12月の予測番号総数で除すことにより、各事業者が負担する（合算）番号単価を算定。

○補てん対象額

	加入電話		第一種公衆電話			合計
	基本料	緊急通報	市内通信	離島特例通信	緊急通報	
NTT東日本	1,867百万円	29百万円	2,109百万円	2百万円	2百万円	4,008百万円
NTT西日本	887百万円	19百万円	1,863百万円	3百万円	1百万円	2,773百万円
東西計	2,754百万円	48百万円	3,972百万円	5百万円	3百万円	6,781百万円
(参考) 前年度	2,822百万円	41百万円	3,791百万円	5百万円	2百万円	6,662百万円
増 減	▲68百万円	+7百万円	+181百万円	▲0百万円	+1百万円	+120百万円

○支援業務費（令和3年予算額：予算額 53百万円 - 前期繰越額 13百万円）

40百万円

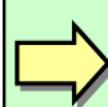
（令和2年予算額：44百万円）

○予測前年度過不足額

1,528百万円

○番号単価

$$\text{番号単価} = \frac{\text{補てん対象額} (6,781\text{百万円}) + \text{支援業務費} (40\text{百万円}) - \text{予測前年度過不足額} (1,528\text{百万円})}{\text{令和4年1月} \sim \text{12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計} (2,978\text{百万番号})} = 1.777488048\text{円} / \text{月} \cdot \text{番号}$$



（合算）番号単価

2円／月・番号

（うち、東日本分：1.18215946円
西日本分：0.81784054円）

（前年度（7月～12月））
3円／番号・月

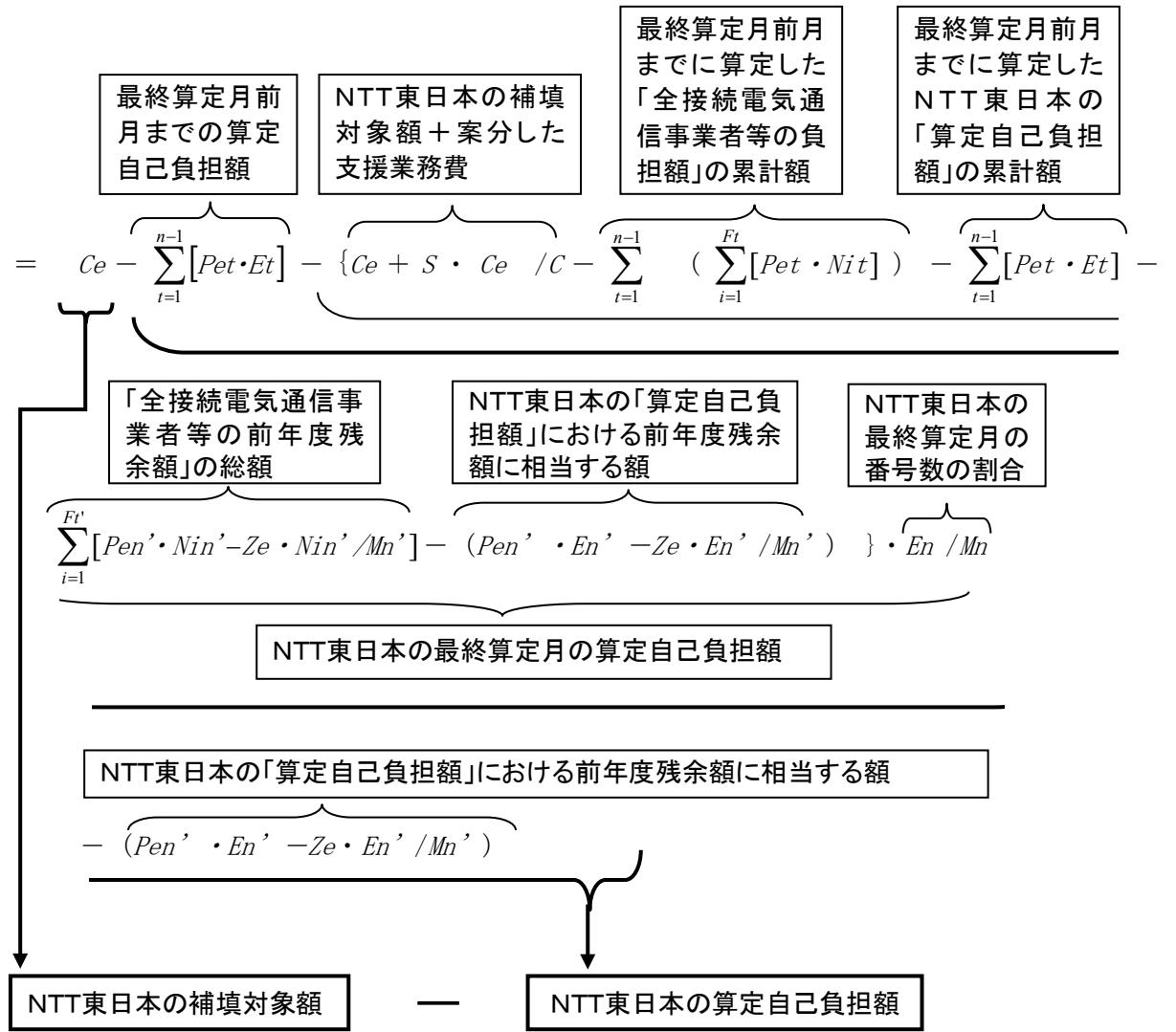
NTT東日本分：1.77114585円
NTT西日本分：1.22885415円

（注）・東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入
・東西別の番号単価は、合算単価を東西の
補てん対象額の割合で案分

(参考) 交付金の額及び負担金の額に関する算定式

1 交付金の額

(1) NTT東日本に対する交付金の額



Ce は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,781,436,977円]

Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4,008,369,937円]

S は、支援業務費の額 [=40,183,983円]

n は、最終算定月 [=令和4年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月 (令和4年1月予定～最終算定月)

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En は、 n 月 (最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる)

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 4 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 4 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1,182,159,46 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 3 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 3 年 1 月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔令和 3 年 1 月～令和 3 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1,784,842,28 円／月・番号、令和 2 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1,771,145,85 円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

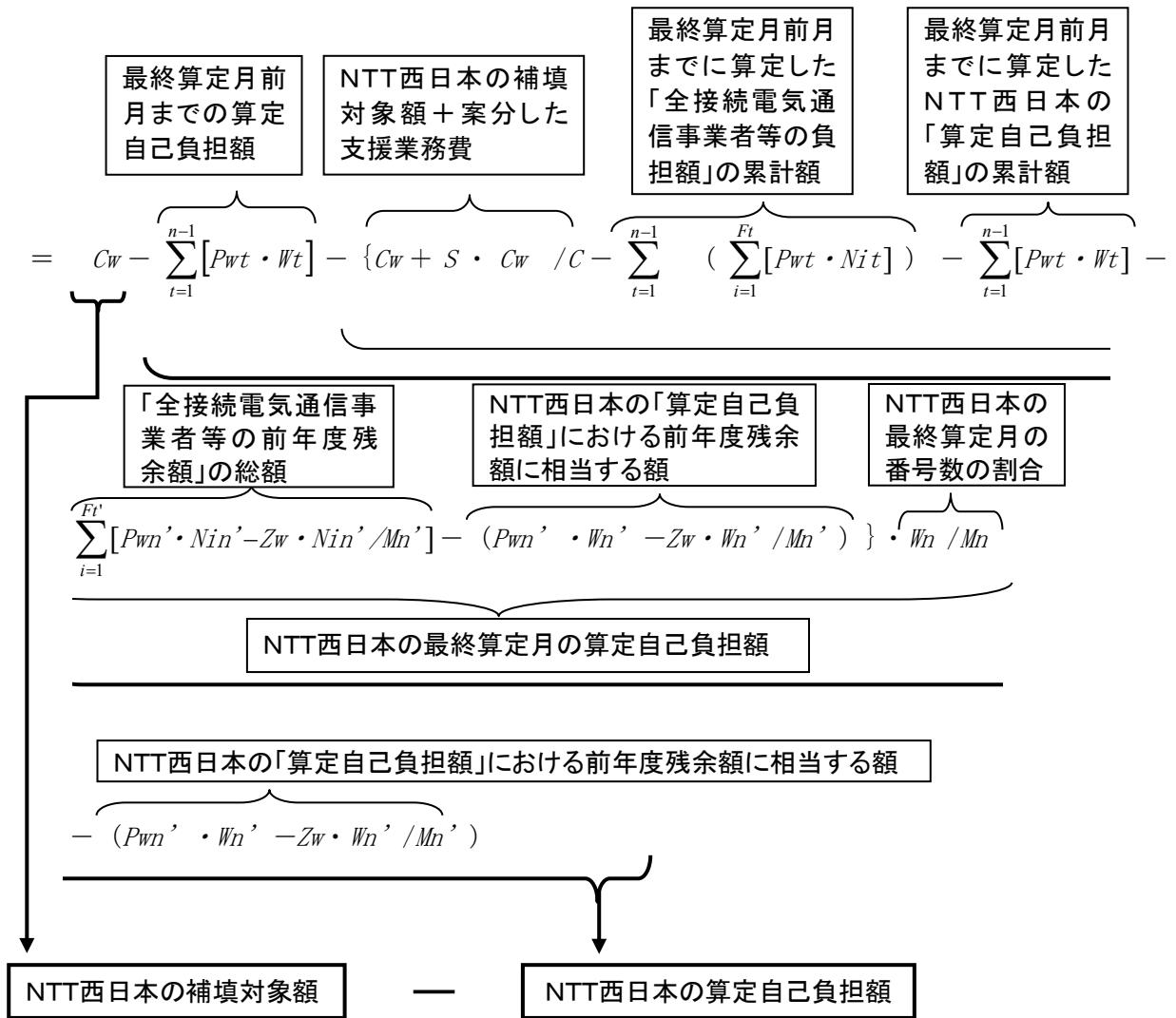
$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,661,591,391 円]

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=3,963,296,648 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=44,908,007 円]

(2) NTT西日本に対する交付金の額



C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
[=6,781,436,977円]

C_w は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,773,067,040円]

S は、支援業務費の額 [=40,183,983円]

n は、最終算定期間 [=令和4年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月（令和4年1月予定～最終算定期間）

W_t は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定期間電気通信番号の数

W_n は、 n 月（最終算定期間）の西日本電信電話株式会社の算定期間電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定期間電気通信番号の数

（ i は、1～ F_t までの整数值をとる）

Mn は、 n 月（最終算定期間）の算定期間電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定期間電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定期間電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{wt} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 4 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 4 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.81784054 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 3 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 3 年 1 月～前年度の最終算定月）

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wh' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{wt'}$ は、 t' 月の番号単価〔令和 3 年 1 月～令和 3 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.21515772 円／月・番号、令和 3 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.22885415 円／月・番号〕

$P_{wn'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [P_{wt'} \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{wt'} \cdot Wt']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,661,591,391 円〕

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔＝2,698,294,743 円〕

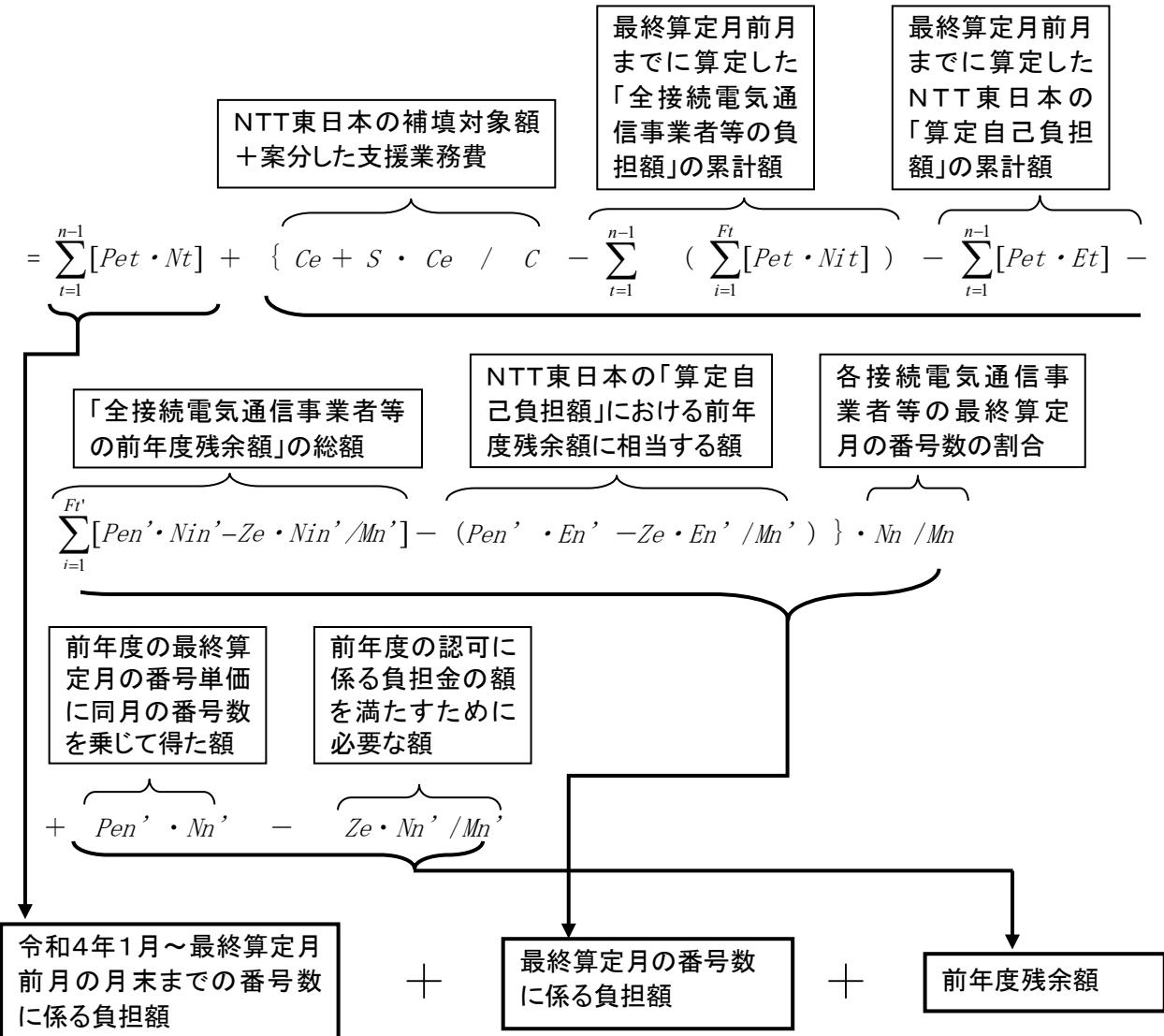
S' は、前年度の支援業務費の額〔＝44,908,007 円〕

(3) 算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の交付金の額は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。
- ② 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

2 負担金の額

(1) NTT東日本に係る接続電気通信事業者等の負担金の額



C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,781,436,977円]

Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4,008,369,937円]

S は、支援業務費の額 [=40,183,983円]

n は、最終算定期 [=令和4年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月（令和4年1月予定～最終算定期）

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定期対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定期対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft までの整数値をとる。)

Nt は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定期対象電気通信番号の数

(Nt は、 N_1t , N_2t , …, $N_{Ft}t$ のうちの対応する値)

Nn は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nn は、 N_1n , N_2n , …, N_{Ftn} のうちの対応する値)

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう。）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 4 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する。）

〔令和 4 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1,182,159,46 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月 [= 令和 3 年 1 月～12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月（令和 3 年 1 月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる。)

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ Ft' までの整数値をとる。)

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nn' は、 N_1n' , N_2n' , …, N_{Ftn}' のうちの対応する値)

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう。）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔令和 3 年 1 月～令和 3 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1,784,842,28 円／月・番号、令和 3 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1,771,145,85 円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

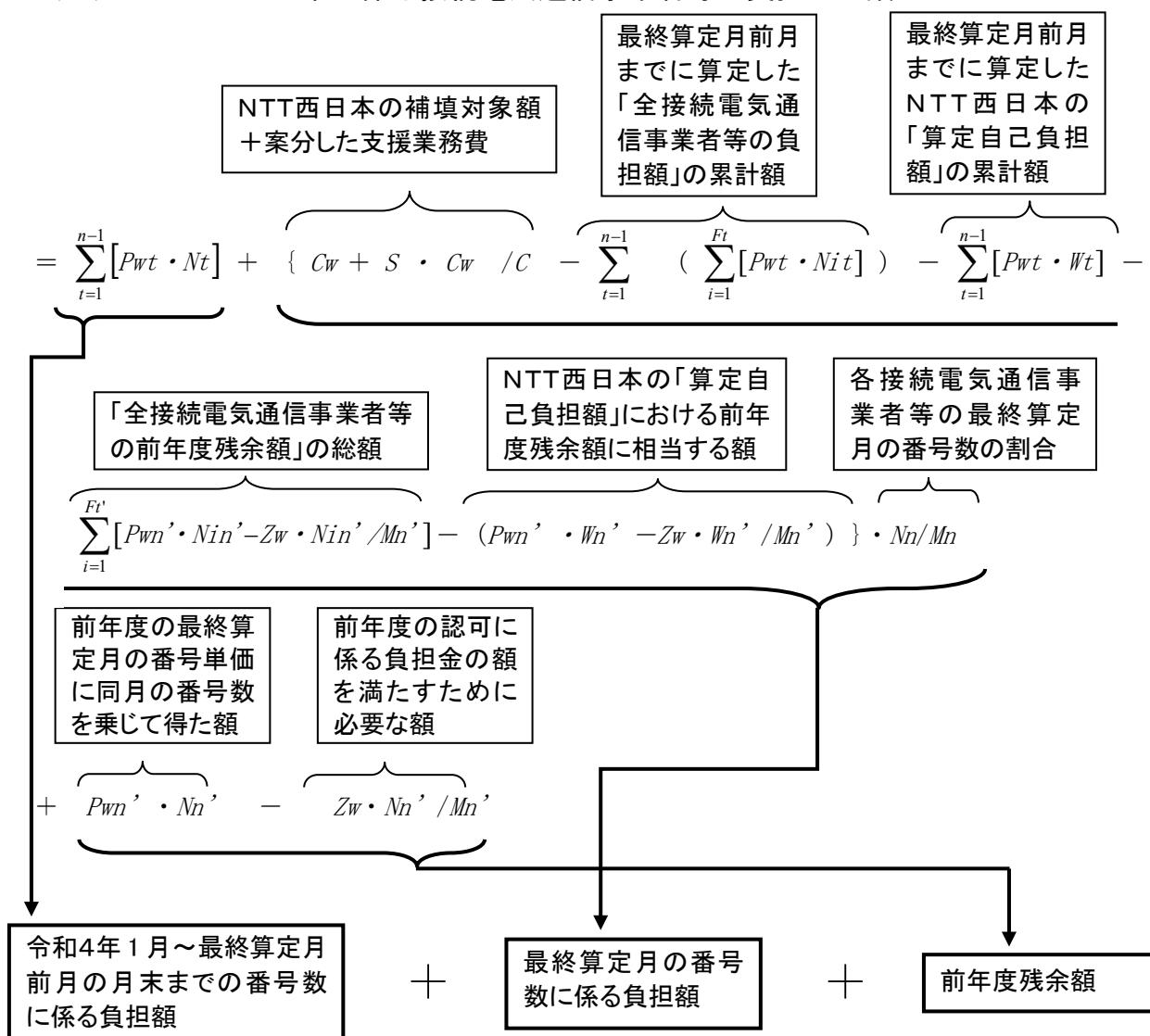
$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [= 6,661,591,391 円]

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [= 3,963,296,648 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [= 44,908,007 円]

(2) NTT西日本に係る接続電気通信事業者等の負担金の額



C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,781,436,977円]

C_w は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,773,067,040円]

S は、支援業務費の額 [=40,183,983円]

n は、最終算定月 (=令和4年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

t は、各月 (令和4年1月予定～最終算定月)

W_t は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ F_t までの整数値をとる。)

N_t は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(N_t は、 $N_1 t$, $N_2 t$, …, $N_{F_t} t$ のうちの対応する値をとる。)

N_n は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ N_n は、 N_{1n} 、 N_{2n} 、…、 N_{Fn} のうちの対応する値）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう。）

P_{wt} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 4 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する。）

〔令和 4 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.81784054 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 3 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 3 年 1 月～前年度の最終算定月）

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wh' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる。）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる。）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ Nn' は、 N_{1n}' 、 N_{2n}' 、…、 N_{Fn}' のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう。）

$P_{wt'}$ は、 t' 月の番号単価〔令和 3 年 1 月～令和 3 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.21515772 円／月・番号、令和 3 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.22885415 円／月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [P_{wt'} \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{wt'} \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,661,591,391 円〕

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔＝2,698,294,743 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝44,908,007 円〕

(3) 算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（3%）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。
- ② 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。
- ③ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 支 — 3 0 4

令和 3 年 9 月 14 日

総務大臣

武田 良太 殿

郵便番号

101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいちょうめ

住所

東京都千代田区神田小川町一丁目 10

興信ビル 2 F

いっぽんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう たかはし まこと

会長 高橋 誠

電気通信事業法第 109 条第 1 項の規定により、交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付金の額

東日本電信電話株式会社に対する

交付金の額

$$\begin{aligned}
 &= Ce - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit] \right) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \\
 &\quad \sum_{i=1}^{Ft} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot En / Mn \\
 &\quad - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')
 \end{aligned}$$

 Ce は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,781,436,977 円]

 Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4,008,369,937 円] S は、支援業務費の額 [=40,183,983 円] n は、最終算定月 [=令和 4 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。] t は、各月 (令和 4 年 1 月予定～最終算定月) Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数 En は、 n 月 (最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数 Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
(i は、1~ Ft までの整数値をとる)

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 4 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 4 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.18215946 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=令和 3 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 3 年 1 月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
(i は、1~ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1~ Ft' までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔令和 3 年 1 月～令和 3 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.78484228 円／月・番号、令和 3 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.77114585 円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,661,591,391 円]

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=3,963,296,648 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=44,908,007 円]

西日本電信電話株式会社に対する
交付金の額

$$\begin{aligned}
 &= Cw - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit] \right) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \right. \\
 &\quad \left. \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \cdot Wn / Mn \right. \\
 &\quad \left. - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \right)
 \end{aligned}$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
[=6,781,436,977円]

Cw は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,773,067,040円]

S は、支援業務費の額 [=40,183,983円]

n は、最終算定月 [=令和4年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月（令和4年1月予定～最終算定月）

Wt は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn は、 n 月（最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
(i は、1～ Ft までの整数値をとる)

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として令和4年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和4年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.81784054円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月 [=令和3年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月（令和3年1月～前年度の最終算定月）

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{wt'}$ は、 t' 月の番号単価〔令和 3 年 1 月～令和 3 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.21515772 円／月・番号、令和 3 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.22885415 円／月・番号〕

$P_{wn'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z_w は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [P_{wt'} \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{wt'} \cdot Wt']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,661,591,391 円]

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,698,294,743 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=44,908,007 円]

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の交付金の額は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第 5 条第 2 項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和 3 年 12 月）から変更となる場合、 t において「令和 4 年 1 月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 交付方法

(1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 交付金額の通知

前年度の最終算定月の 3箇月後から最終算定月の 3箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

(4) 各月の交付金の額の計算方法

①前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

= 負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額

$$\times \left[\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額}} \right]$$

②最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

= (負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額 - 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額)

$$\times \left[\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額}} \right]$$

ただし、各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」 - 「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第22条第1項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

算定規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により交付金の額を算定し、交付金を交付することとする。

負担金の額及び徴収方法認可申請書

T C A 支 — 3 0 5
令和 3 年 9 月 14 日

総務大臣
武田 良太 殿

郵便番号	101-0052
住 所	東京都千代田区神田小川町一丁目 10 興信ビル 2F
名称及び代表者の氏名	一般社団法人電気通信事業者協会 会長 高橋 誠

電気通信事業法第 110 条第 2 項の規定により、負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定）

以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定

- ① 前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超える事業者
- ② 令和 3 年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下、「算定規則」という。）別表第 11 に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

東日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$\begin{aligned}
 &= \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit] \right) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \\
 &\quad \sum_{i=1}^{Ft} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot Nn / Mn \\
 &\quad + Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn' / Mn'
 \end{aligned}$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
[= 6,781,436,977 円]

C_e は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4,008,369,937 円]

S は、支援業務費の額 [=40,183,983 円]

n は、最終算定月 [=令和4年12月予定。以下、この計算式において同じ]

t は、各月（令和4年1月予定～最終算定月）

E_t は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ F_t までの整数值をとる)

N_t は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(N_t は、 $N_{1t}, N_{2t}, \dots, N_{Ft}t$ のうちの対応する値)

M_n は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(M_n は、 $N_{1n}, N_{2n}, \dots, N_{Ftn}$ のうちの対応する値)

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{et} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として令和4年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和4年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.18215946 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月 [=令和3年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月（令和3年1月～前年度の最終算定月）

$E_{t'}$ は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$E_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 t' 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ $F_{t'}$ までの整数值をとる)

$N_{in'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ $F_{t'}$ までの整数值をとる)

$M_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

($M_{n'}$ は、 $N_{1n'}, N_{2n'}, \dots, N_{Ftn'}$ のうちの対応する値)

$M_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{et'}$ は、 t' 月の番号単価〔令和3年1月～令和3年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.78484228 円／月・番号、令和3年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.77114585 円／月・番号〕

$P_{en'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z_e は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=C_{e'} + S' \cdot C_{e'} / C - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [P_{et'} \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{et'} \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,661,591,391円]

$C_{e'}$ は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=3,963,296,648円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=44,908,007円]

西日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$\begin{aligned} &= \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot Nt] + \{ C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [P_{wt} \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot Wt] - \\ &\quad \sum_{i=1}^{Ft} [P_{wn} \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (P_{wn}' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \} \cdot Nn / Mn \\ &\quad + P_{wn}' \cdot Nn' - Zw \cdot Nn' / Mn' \end{aligned}$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,781,436,977円]

C_w は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,773,067,040円]

S は、支援業務費の額 [=40,183,983円]

n は、最終算定月 (=令和4年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

t は、各月 (令和4年1月予定～最終算定月)

Wt は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
(i は、1～ Ft までの整数值をとる)

Nt は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nt は、 $N_{1t}, N_{2t}, \dots, N_{Ftt}$ のうちの対応する値をとる)

Nn は、 n 月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
(Nn は、 $N_{1n}, N_{2n}, \dots, N_{Ftn}$ のうちの対応する値)

Mn は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

P_{wt} は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。ま

た、原則として令和4年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)〔令和4年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.81784054円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月 [=令和3年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (令和3年1月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wh' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nn' は、 N_{1n}' ， N_{2n}' ，…， N_{Fn}' のうちの対応する値)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価 [令和3年1月～令和3年6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.21515772円／月・番号、令和3年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.22885415円／月・番号]

Pwn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,661,591,391円]

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,698,294,743円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=44,908,007円]

※ 各接続電気通信事業者等 (適格電気通信事業者であるものを除く。) の負担金の総額 (適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。) の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合 (3%) を乗じて得た額とする (整数未満の端数は四捨五入)。

※ 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額 (以下「負担金等の額」という。) の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に

占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和3年12月）から変更となる場合、tにおいて「令和4年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 徴収方法

(1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

(2) 負担金額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

(5) 負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

のとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

算定規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により負担金の額を算定し、負担金を徴収することとする。